

教育職員免許法施行規則第22条の6に基づく公表事項

1 教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関する事項

実践的な研究成果を積極的に取り入れ、学問的に深く広い知見を学生に提供し、附属学校と連携することにより、広く深い学識と教育実践の両方に精通した教員を養成することを目指している。

教職支援室：<https://www.tama.ac.jp/faculty/ttc.html>

2 教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関する事項

組織名称：各学部教務委員会
目的：教授会が定める方針に基づき、教育課程等に関する事項を審議する。
責任者：教務委員長
開催頻度：年間10回程度
具体的運営方法：教育課程の運営状況等を報告し、教育課程等に関する検討課題を審議する。

教員紹介(業績公開)：<https://www.tama.ac.jp/guide/teacher/index.html>

3 教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関する事項

- 経営情報学部 2023年度教職ハンドブック(2023年度入学生用)
- グローバルスタディーズ学部令和5年度教職課程ハンドブック
- Web シラバス：

<https://next.tama.ac.jp/uprx/up/pk/pky001/Pky00101.xhtml?guestlogin=Pkx003>

4 卒業者の教員免許状の取得の状況に関する事項

(1) 経営情報学部

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
人数	1	4	5	2	3	6	4	7

(2) グローバルスタディーズ学部

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2023
人数	-	-	4	2	8	3	2	7

5 卒業者の教員への就職の状況に関する事項

(1) 経営情報学部

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
人数	0	0	1	0	0	1	0	0

※臨時的任用教員、常勤・非常勤講師を含む。

(2) グローバルスタディーズ学部

年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
人数	-	-	1	0	4	1	1	5

※臨時的任用教員、常勤・非常勤講師を含む。

6 教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関する事項

教職支援室：<https://www.tama.ac.jp/faculty/ttc.html>

以上